

登米南方複合商業施設の届出概要について

(法第5条第1項 新設)

- 1 届出者 株式会社ツルハ 代表取締役 八幡 政浩
株式会社真柄油脂店 代表取締役 真柄 淳也
- 2 届出年月日 令和5年8月28日
- 3 店舗の名称 登米南方複合商業施設
- 4 店舗設置者 株式会社ツルハ 代表取締役 八幡 政浩
北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号
株式会社真柄油脂店 代表取締役 真柄 淳也
岩手県一関市花泉町涌津字道下38番地9
- 5 店舗所在地 登米市南方町新島前14番地1 外
- 6 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称、店舗面積

氏名又は名称	店舗面積	取扱商品
株式会社ツルハ	1, 276.68 m ²	食品、医薬品 他
株式会社真柄油脂店	149.58 m ²	食品 他
計	1, 426.26 m ²	

- 7 大規模小売店舗を新設する日 令和6年4月29日
- 8 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の収容台数 69 台 (指針による必要台数: 55台)
- (2) 駐輪場の収容台数 16 台 (指針による参考台数: 9台)
- (3) 荷さばき施設の面積 81.00 m²
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 7.41 m³ (指針による必要容量: 6.65 m³)
- 9 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 開店時刻及び閉店時刻 A棟 午前7時から午前0時まで (株式会社ツルハ)
B棟 24時間 (株式会社真柄油脂店)
- (2) 駐車場の利用時間帯 24時間
- (3) 駐車場の出入口の数 4箇所
- (4) 荷さばき実施時間帯 荷さばき施設① 午前6時から午後10時まで
荷さばき施設② 24時間

10 事務手続き等

- ・公 告 年 月 日 令和5年9月25日
- ・縦 覧 期 間 公告の日から令和6年1月25日まで
(公告の日から4か月間)
- ・地 元 説 明 会 令和5年10月3日
- ・大規模小売店舗立地専門委員会 令和5年11月17日
- ・市町村等からの意見書提出期限 令和6年1月25日 (公告の日から4か月以内)
- ・県 の 意 見 の 通 知 期 限 令和6年4月28日 (届出の日から8か月以内)